

国民健康保険のお知らせ

出産育児一時金が変わり、安心して出産できるようになりました！

①10月から支給額が4万円引き上げ、一児につき42万円支給！

平成21年1月から分娩機関での出産には38万円（産科医療補償制度未加入機関は35万円）が支給されていましたが、10月からはさらに4万円引き上げられ、子ども一人につき42万円（産科医療補償制度未加入機関は39万円）支給されることとなります。ただし、緊急少子化対策の一環として平成23年3月末までの暫定措置となっています。

②直接支払制度がスタートし、出産時のまとまった費用が不要に！

これまで、国民健康保険の世帯主が市町村の窓口で申請することによって支給されるものでした。新制度では、分娩機関が支払機関を通じて直接市町村に請求します。その際は、直接支払いに合意する文書に署名し、退院時に実際の出産費用から42万円（または39万円）を差し引いた額を支払うこととなります。また、実際の出産費用が支給額より少なかった場合は、市町村に申請することにより実費との差額分を受け取ることができます。

直接支払いを希望しない場合は、従来どおり、退院時に出産費用の全額を窓口にて支払い、後で出産費等を市町村へ申請し受け取ります。

問い合わせ先 住民生活課 住民係 ☎73 - 1415

特定健康診査について

「メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）」って何？

最近お腹が出てきた、ズボンのベルトがきつくなったりと感じることはありませんか？それはお腹にたまっている内臓脂肪が原因かもしれません。「メタボリックシンドローム」とは、簡単にいうと、「内臓脂肪の蓄積」を基盤として、「高血圧」「高血糖」「脂質異常」が複数合併した状態のことをいいます。この状態になると、たとえ個々の異常が軽くても動脈硬化になる危険性が大幅に増えるといわれています。そして、日本人の死因の約3割を占める心臓病・脳卒中の原因になります。

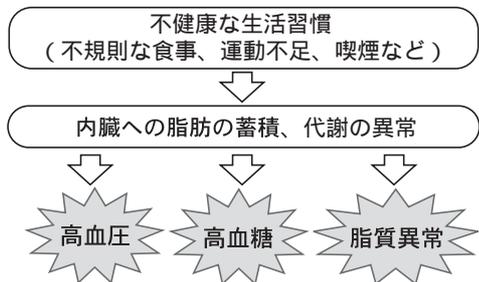
特定健診を受けて「メタボリックシンドローム」を早期に発見！

「メタボリックシンドローム」を含む生活習慣病は、気づかないうちに進行します。

特定健診は、病気の進行を早期に発見する最良の機会です。重症にならない段階で改善することが大事です。

町では、岩美町国民健康保険加入者で40歳以上の方を対象に、町内の医療機関での健診、各地区での集団健診で特定健康診査を行っています。また、生活習慣改善のための支援（特定保健指導）を行っています。

一年に一回必ず健診を受け、去年より異常に近づいている項目がないかをチェックし、生活習慣の見直しに役立てましょう！！



放置すると

動脈硬化の進行、脳卒中、心臓病（心筋梗塞など）、糖尿病合併症（腎臓病・失明）などへ進展

問い合わせ先

・住民生活課 住民係
・福祉保健課 いきがい支援係

☎73 - 1415
☎73 - 1333